

第13回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年9月18日  
 告示番号 第15号  
 会議年月日 令和7年9月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹  
 局長補佐 浅岡 栄 嗣  
 農地係長 金野 亨  
 主任主事 熊谷 啓

本日の案件 第13回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後3時5分

議 長	<p>ただ今から、第13回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、10番 鈴木 清吾 委員、11番 阿部 久美子 委員、14番 佐藤 喜明 委員、22番 遠藤 真一委員より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に6番 加藤 敏子 委員、7番 菅原 聡子 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、熊谷 主任主事 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第28号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>

局長

す。

事務局の説明を求めます。

1 ページをお開き願います。

報告第28号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から5ページの第15号までの15件、15名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年9月12日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付する」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第28号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、「報告第28号」の質疑を終わります。

次に、「報告第29号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

6 ページをお開き願います。

報告第29号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号及び第2号の2件、2筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、苗代として活用する農地について、道路から雨水流入を防ぐため、U字溝を設置するとともに、排水不良を改善するために盛土を行おうとするもの、農業用施設として穀殻保管用のハウスを設置しようとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 29 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 29 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 80 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

7 ページをお開き願います。

議案第 80 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、花泉地域に係る申請 2 件です。

第 1 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 2 号につきましては、借受人において、従前より貸付人から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、岩手県農業公社を介して借受けていた農地を引き続き借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間です。

8 ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請 9 件です。

第 3 号につきましては、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第4号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農に伴う経営開始にあたり、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号から10ページの第10号までの6件につきましては、いずれも現況と公図上の境界が異なっていることから、これを修正するため、所有者間で、贈与により農地を交換しようとするものです。

あらためて、10ページをご覧ください。

第11号につきましては、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第12号につきましては、譲渡人から、農業後継者となる譲受人に対して、生前一括贈与により農地を譲り渡そうとするものです。

次に、藤沢地域に係る申請4件です。

第13号から13ページの第16号までの4件につきましては、国営土地改良事業の受益地で、造成後から今日まで譲受人が譲渡人から借受けて耕作してきた土地であり、譲渡人においては将来にわたって耕作する意思がないことから、譲受人が贈与により農地を譲り受けて、引き続き耕作しようとするものです。

なお、譲受人は農地法に基づく「農地所有適格法人」であります。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第80号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年9月10日、水曜日、午前9時30分より、  
現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、磯田委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第1号及び第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効

議 長

13番  
及川 治雄 委員

議 長  
19番  
佐藤 想司 委員

率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年9月10日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野委員、支所職員 菊池主任主事で行いました。

報告内容、第3号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長  
17番  
藤原 美喜男 委員

現地調査日、令和7年9月10日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、支所職員 伊東主査、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長  
3番  
菅原 良博 委員

現地調査日、令和7年9月10日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 菅原、農地利用最適化推進委員 畠山委員、高橋委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第13号から第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 80 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第 80 号」を可と決します。</p> <p>次に、「議案第 81 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係	長	<p>14 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 81 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。</p> <p>花泉地域に係る申請 1 件です。</p> <p>第 1 号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。</p> <p>以上、1 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第 81 号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
13番	及川 治雄 委員	<p>花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>花泉地域の農地法第 4 条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った</p>

議 長

結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第81号」を許可相当と決します。

次に、「議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

15ページをお開き願います。

議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第2号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「議案第 82 号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
4 番		一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。
佐藤	宗雄 委員	<p>現地調査日、令和 7 年 9 月 10 日、水曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 菅原委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査報告書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第 1 号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
6 番		大東地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。
加藤	敏子 委員	<p>現地調査日、令和 7 年 9 月 10 日、水曜日、午後 1 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 加藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、小崎委員、支所職員 久保主任主事で行いました。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第 2 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 82 号」を許可相当と決します。</p>

農地係長

次に、「議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

16 ページをお開き願います。

議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願に対する意見について、内容をご説明いたします。

本議案に係る申請は、花泉地域 1 件、千厩地域 8 件です。

1 号から 9 号いずれも、太陽光発電設備を設置するため、令和 5 年度に農地転用許可を受けたものでありますが、許可後の詳細な調査により、周辺の地形等の影響により必要な日照量を確保できないことが判明し、発電量が採算を下回る見込みとなったことから、事業の実施を断念したため、取消願が提出されたものであります。

以上で説明を終わります。

議長

ここで一旦、休憩します。

(休憩)

議長

議事を再開いたします。

以上で「議案第 83 号」の説明を終わります。

審議願います。

20番

佐藤 和幸 委員

20 番 佐藤 和幸 委員

1 号のところですか。

既に木を伐採しそのまま置いています。下のほうの方々はいつか流れてくるのではという不安があります。

売却したのであれば別だと思いますが、借りていた土地であれば、どのような判断をしたらよいのでしょうか。

いずれは、なだらかになるのでしょうか。

農地係長

議長

調査したうえで、適切に対応したいと思います。

その他ございますか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 83 号」を許可相当と決します。

農地係長

次に、「議案第 84 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

20 ページをお開き願います。

議案第 84 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の 2 件です。

第 1 号は、転用事業者が、太陽光発電設備の整備のために令和 7 年 5 月 20 日に転用許可を受けたものですが、設置予定の太陽光パネルが廃番になったことに伴い、別規格の太陽光パネルに変更する計画としたため、設置枚数と工期が変更になるものです。

第 2 号は、転用事業者が公共下水道工事に伴う臨時駐車場等として、令和 7 年 8 月 20 日に一時転用許可を受けたものですが、転用期間内で工事を完了することが難しい見込みとなったことから、一時転用期間の延長を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、「議案第 84 号」の説明を終わります。

審議願います。

8 番  
佐藤 和威治 委員

8 番 佐藤 和威治 委員

第 1 号の従前の計画の終わりの期間が令和 7 年 7 月 31 日です。本日は 9 月ですが、この期間を過ぎて変更申請が出されています。この辺は、どのような内容の中で審査をなさったのでしょうか。

議長  
農地係長

事務局、説明をお願いします。

ご質問ありがとうございます。

こちらは、許可が 5 月 20 日となっており、申請時には申請者のほうで、もう少し早く許可が出るものだという考えから、このような転用期間を設定したというようなところでした。

今回は、この期間で実施しようと思ったが結果できなかったということで、期間の変更を申請してきたというように捉えてございます。

以上でございます。

議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 84 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 84 号」を許可相当と決します。</p> <p>次に、「議案第 85 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>21 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 85 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 95 件、貸借・借入が 1 件、貸借・貸付が 1 件、売買が 1 件です。</p> <p>23 ページをお開き願います。</p> <p>はじめに貸借・一括方式ですが、花泉地域が 1 件、2 号から 40 ページの 95 号までの 94 件が藤沢地域の申請です。</p> <p>41 ページをお開き願います。</p> <p>次に、貸借・借入ですが、一関地域 1 件の申請です。</p> <p>42 ページをお開き願います。</p> <p>次に、貸借・貸付ですが、41 ページの貸借・借入と同じ筆で、一関地域 1 件の申請です。</p> <p>43 ページをお開き願います。</p> <p>次に、売買ですが、一関地域 1 件の申請です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第 85 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 85 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 85 号」を可と決めます。

議 長

次に、「議案第 86 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

44 ページをお開き願います。

議案第 86 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は 2 件で、一関地域 1 件、東山地域 1 件です。

いずれも、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 86 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

4 番

佐藤 宗雄 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 5 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は平成 7 年頃から宅地や駐車場等として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

19 番

佐藤 想司 委員

東山地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 2 号、申請地は昭和 58 年頃から宅地や物置用地等として利用されており、既に農地性は失われている。

議

長

報告は以上です。  
ありがとうございました。  
以上で現地調査の結果報告を終わります。  
審議願います。  
(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第 86 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。  
よって、「議案第 86 号」を可と決します。  
以上で議案審議が終了いたしました。  
第 13 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

(午後 3 時 39 分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員